

3 その他

(1) 土地改良施設管理円滑化事業の適切な実施

勸告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>土地改良区は、土地改良法に基づき農業水利施設の管理等を行う団体であるが、その管理が複雑化かつ困難化している状況にあること等を踏まえ、農林水産省では、土地改良区に対して様々な支援事業を実施している。</p> <p>これら支援事業のうち、土地改良施設管理円滑化事業は、水土総合強化推進事業の一事業であり、土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るために、地方連合会が土地改良区等の施設管理者に対して、定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「定期診断」という。）や施設管理者からの要請に基づいて随時実施する土地改良施設の診断・管理指導（以下「要請診断」という。）等を行うものである。</p>	<p>表 3-(1)-①</p>
<p>【調査結果】</p> <p>平成 21 年度から 23 年度までの土地改良施設管理円滑化事業の実施状況について調査した結果、以下のとおり、当該事業が適切に実施されていない状況がみられた。</p> <p>① 調査した 20 地方連合会のうち 1 地方連合会で、土地改良施設管理円滑化事業による定期診断を実施し、電気設備の絶縁抵抗値について、地方連合会が補修を要するレベルと考える 1 MΩ（メガオーム）未満のものについて 2 年又は 3 年連続で指導しているものの、補修されていないものがみられた。</p> <p>これは、当該地方連合会が診断結果を基に施設管理者を指導しているものの、補修するかどうかの判断が施設管理者に委ねられ、補修の実効性が確保されていなかったためと考えられる。</p> <p>なお、この点に関して農林水産省は、平成 25 年 4 月に「水土総合強化推進事業実施要領」（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2319 号農林水産省農村振興局長通知）を改正し、地方連合会が補助事業の活用を含め適切な指導を行いつつ、国が優先採択を行う仕組みを設けている。</p>	<p>表 3-(1)-②</p>
<p>② 「水土総合強化推進事業実施要領」では、診断を実施した管理専門指導員は、診断を終了した場合、診断・管理指導項目欄に種類ごとに具体的な診断の内容を、所見欄に診断・管理指導項目ごとに、留意、改善すべき事項等を記載した「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」を交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとされている。</p> <p>しかし、地方連合会が平成 21 年度から 23 年度までに実施した定期診断及び要請診断について、当該調書が適切に作成され、施設管理者に交付されていないものが、調査した 20 地方連合会のうち、2 地方連合会でみられた。また、その中には、i) 3 年連続で当該調書に記載せず、「大きな事故につながる前に整備補修を実施して下さい」と口頭のみで指導しているものや、ii) 可及的速やかに当該調書を交付すべきところ、年度内の診断結果をまとめて交付しているものがみられた。</p>	<p>表 3-(1)-③</p>

【所見】

したがって、農林水産省は、土地改良区等における農業水利施設の管理業務に対する支援の適正化を図る観点から、土地改良施設管理円滑化事業について、診断結果を適切に作成・交付し、施設管理者による補修の実効性を確保させるよう地方連合会を指導する必要がある。

表3-(1)-① 水土総合強化推進事業のうち土地改良施設管理円滑化事業に係る規程（抜粋）

○ 「水土総合強化推進事業実施要綱」（平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官）

第1 趣旨

食料・農業・農村基本計画（平成22年3月30日閣議決定）では、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するため、農業生産基盤の保全管理・整備を効果的・効率的に実施することとしているが、近年の農村地域における農業従事者の高齢化や都市化・混住化に伴う集落機能の低下に起因して土地改良施設の管理が複雑化・困難化している現状にある。

また、同計画では、意欲ある多様な農業者への農地利用集積を推進することとしており、農業生産基盤整備の活用等による農地利用集積を効率的に行うには、土地改良区の機能を強化することが課題である。

このような状況を踏まえ、土地改良施設の管理や農業生産基盤整備を通じた農地利用集積を担っている土地改良区の組織運営基盤の再編整備を進めるとともに、土地改良区役職員等の技術力向上を図る必要がある。

このため、土地改良区の統合整備の推進、土地改良施設の管理の円滑化、農地利用集積の推進及び役職員等の技術力向上等の土地改良区の体制強化対策を総合的に実施する。

第2 水土総合強化推進事業の内容

1 (略)

2 土地改良施設管理円滑化事業

土地改良施設管理円滑化事業は、土地改良施設の円滑かつ適切な管理を図るため、土地改良施設の診断・管理指導を行うとともに整備補修事例の検討を実施するほか、土地改良施設の管理等に関する苦情・紛争等の対策、非補助土地改良事業（「非補助土地改良事業資金融通事務処理要領」（昭和40年10月15日付け40農地B第3274号農林省農地局長通知）第2に定める事業のうち、国の補助の対象とならない事業をいう。）の推進の助言・指導及び農業用排水路等に係る維持管理費の分担計画の策定等を実施するものとする。

3～4 (略)

第3 (略)

第4 土地改良施設管理円滑化事業

1 (略)

2 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業

都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、管内の実情に応じて、次の（2）又は（3）に掲げる事業を行う場合においては、（1）の委員会を設置するものとする。

なお、（2）の事業については、土地改良施設維持管理適正化事業（（土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知）第1に定義するものをいう。）を実施する地方連合会にあっては、必ず行うものとする。

（1）管理円滑化事業推進委員会の設置

ア 地方連合会は、国及び都道府県の職員、地方連合会及び土地改良区等の役職員、学識経験者その他必要な者をもって構成する管理円滑化事業推進委員会（以下「管理推進委員会」という。）を設置するものとする。

イ 管理推進委員会は、地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業の内容の検討を行うものとする。

（2）土地改良施設の診断・管理指導の実施

ア 地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導等を行う地方連合会の職員（以下「管理専門指導員」という。）を配置するものとする。

イ 管理専門指導員は、土地改良施設の点検、整備、操作等土地改良施設の管理に関する専門技術的な診断・管理指導及び業務遂行上必要な調査等を行うものとする。

(3) (略)

3 (略)

第5～第6 (略)

第7 事業実施期間

水土総合強化推進事業の実施期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

第8 (略)

第9 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、水土総合強化推進事業の事業主体に対し適正かつ円滑な実施のための指導及び協力を行うものとする。

(以下略)

○ 「水土総合強化推進事業実施要領」(平成23年4月1日付け22農振第2319号(農林水産省)農村振興局長)

第1 趣旨

水土総合強化推進事業の実施については、水土総合強化推進事業実施要綱(平成23年4月1日付け22農振第2318号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 (略)

第3 土地改良施設管理円滑化事業

1 (略)

2 地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業

地方連合会が行う土地改良施設管理円滑化事業は以下のとおりとする。

(1) 土地改良施設の点検、整備、操作等の管理に関する専門技術的な診断・管理指導

ア (略)

イ 土地改良施設の診断・管理指導

要綱第4の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導は、管理推進委員会の検討結果をもとに、土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画を作成の上、おおむね次により実施するものとする。

(ア) 管理専門指導員の配置

地方連合会は、土地改良施設の診断・管理指導を実施する場合は、次により管理専門指導員を配置するものとする。

- a 土地改良施設の診断・管理指導に対し専任的に従事する常勤の管理専門指導員の配置
- b 必要に応じ、委嘱による臨時的管理専門指導員の配置

(イ) 定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導

定期的実施する土地改良施設の診断・管理指導(以下「定期診断指導」という。)の対象施設は、ダム(ため池を含む。)、頭首工、揚水機場その他の農業水利施設であって、都道府県内の土地改良施設の数及び地方連合会の執行体制等を勘案の上、地方連合会が定めるものとする

(ウ) 土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導

土地改良区等からの要請に基づいて随時に実施する土地改良施設の診断・管理指導(以下「要請診断指導」という。)の対象施設は、(イ)の定期診断指導の対象施設以外であって、土地改良区等から特に診断・管理指導の要請があった土地改良施設とする。

(エ) 地方連合会における土地改良施設の診断・管理指導の業務実施計画の策定

地方連合会は、業務の効率的な実施を図るため、毎年度業務実施計画を策定するものとする。

- a 定期診断指導対象施設調書の作成

地方連合会は、業務実施計画における定期診断指導の計画策定上の基礎資料として、土地改良区等からの申告及び自らの調査をもとに、別紙様式第4号の例に準じ、定期診断指導対象施設調書を策定するものとする。

b 業務実施計画の策定

土地改良施設診断・管理指導の業務実施計画には、少なくとも次の事項を定めるものとする。

(a) 定期診断指導については、その対象とする土地改良施設の種目及び当該診断・管理指導の時期

(b) 要請診断指導については、当該診断・管理指導は土地改良区等から別紙様式第5号の例により書面で要請のあったものについて速やかに行う旨及び当該診断・管理指導の対象施設の種目等の範囲を限る場合にあっては、その範囲

(オ) 地方連合会及び管理専門指導員の業務

地方連合会及び管理専門指導員は、おおむね次により土地改良施設の診断・管理指導等を行うものとする。

a 管理専門指導員は、定期診断指導の対象施設について、業務実施計画に定められたところに従い、診断・管理指導を行うものとする。

b 地方連合会は、aにより診断・管理指導を行うに当たっては、あらかじめ診断・管理指導の期日を土地改良区等に通知し、その診断・管理指導に際しては、相手方の管理担当者を立ち合わせるものとする。

c 管理専門指導員は、診断を了した場合には、別紙様式第6号の例によりその診断結果調書を2部作成し、1部を該当する土地改良区等に交付するとともに、必要な助言・管理指導を行うものとする。

d 地方連合会及び管理専門指導員は、要請診断指導の対象施設について土地改良区等から診断・管理指導の申込があったときは、定期診断指導に支障のない限り、これに应ずるものとし、上記a、b及びcに準じて診断・管理指導を行うものとする。

(2) (略)

3 (略)

第4～第5 (略)

第6 国及び都道府県による指導等

国及び都道府県は、水土総合強化推進事業を実施する土地改良区又は地方連合会に対し指導を行うほか、必要に応じ地方連合会、関係市町村及び関係農業団体等に対し協力を依頼するものとする。

(以下略)

(注) 下線は当省で付した。

表3-(1)-② 2年又は3年連続で土地改良施設管理円滑化事業の診断で補修を要する状況とされている例

地方連合会	事例の概要
宮崎県土地改良事業団体連合会	<p>宮崎県土地改良事業団体連合会によると、電気設備の絶縁抵抗値については、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）において示されている基準を参考に、1MΩ未満であるものについては補修を要する状況と捉えている。</p> <p>同連合会が平成21年から23年までに実施した定期診断について調査したところ、絶縁抵抗値のレベルが1MΩ未満と診断されたものが、延べ40施設みられ、この中には、2年連続で同じ診断が下されているものが2施設、3年連続では3施設みられ、この間には、補修されていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表3-(1)-③ 土地改良施設管理円滑化事業による定期診断及び要請診断の結果調書が簡略化されて作成・交付されているなどの例

地方連合会	事例の概要																			
宮崎県土地改良事業団体連合会	<p>宮崎県土地改良事業団体連合会が平成21年度から23年度までに実施した水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業による定期診断の「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」と、同連合会が宮崎県に報告した「水土総合強化推進事業実績報告書」に記載された定期診断の概要とを比較したところ、表1のとおり、当該調書の記載内容が当該実績報告書の記載より簡略化されているものなどがみられた。</p> <p>また、上記の事例の中には、表2のとおり、診断結果の具体的な内容が、3年連続で当該調書に記載されず、施設管理者に交付されていないものが3件みられた。なお、当該指摘内容は、宮崎県に提出された「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されている。</p> <p>表1 「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」と「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載が異なる数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期診断の実施件数</td> <td>139</td> <td>139</td> <td>144</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数</td> <td>39 (28.1%)</td> <td>23 (16.5%)</td> <td>41 (28.5%)</td> <td>103 (24.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 3年連続で「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」に記載されていない内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名等</th> <th>「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 上寺揚水機場 上寺土地改良区（高千穂町） [定期診断実施日] 平成21年5月19日 平成22年8月31日 平成23年5月31日 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。 コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。 施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。 仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。 施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	平成21年度	22年度	23年度	計	定期診断の実施件数	139	139	144	422	うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数	39 (28.1%)	23 (16.5%)	41 (28.5%)	103 (24.4%)	施設名等	「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容	上寺揚水機場 上寺土地改良区（高千穂町） [定期診断実施日] 平成21年5月19日 平成22年8月31日 平成23年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。 コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。 施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。 仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。 施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。
項目	平成21年度	22年度	23年度	計																
定期診断の実施件数	139	139	144	422																
うち、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」の記載内容が「水土総合強化推進事業実績報告書」の記載より簡略化等されている定期診断の件数	39 (28.1%)	23 (16.5%)	41 (28.5%)	103 (24.4%)																
施設名等	「水土総合強化推進事業実績報告書」には記載されているが、「土地改良施設の診断・管理指導結果調書」には記載されていない内容																			
上寺揚水機場 上寺土地改良区（高千穂町） [定期診断実施日] 平成21年5月19日 平成22年8月31日 平成23年5月31日	<ul style="list-style-type: none"> 主ポンプの経年劣化による取水能力の低下が確認され、絶縁抵抗も悪い状態です。施設は地区内でも基幹的な施設でありますので、機能維持、長寿命化重大事故防止のためにもポンプと電動機の整備補修が必要です。 コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり耐用年数も経過しています。一部は老朽化による劣化で発錆や腐食がみられますので、大きな事故につながる前に、整備補修をしてください。 施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。 仕切弁にガタつきがあります。ベアリング不良のためと思われ、ハンドル操作が大変な労力を要します。管理労力軽減のためにも整備補修を行ってください。 施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。 																			

	<p>枳揚水機場 枳水利組合（高千穂町）</p> <p>[定期診断実施日] 平成 21 年 5 月 21 日 平成 22 年 9 月 2 日 平成 23 年 6 月 2 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンデンサやトランス、開閉器などの電気設備は、旧式であり対応年数も経過しています。一部には老朽化による発錆や腐食が見られますので、大きな事故につながる前に、整備計画を策定し、整備補修を行ってください。 ・施設の電気管理者である電気保安協会の報告書からも電気設備の設備改善の指摘があります。 ・管理室の壁や入口扉に破損している箇所がありますので補修をしてください。管理室の立地条件から腐食しやすい環境にあるので、整備補修をする際には腐食対策を考慮してください。 ・施設の場所が山腹ということもあり、管理道が長く、狭くて急斜面が多く大変危険なので、事故が起きる前に安全対策を施すようにしてください。 ・途中の管理橋は発錆や腐食が著しく大変危険なので、整備するようにして下さい。 	
	<p>岩ノ口頭首工 宮原堰土地改良区（北川町）</p> <p>[定期診断実施日] 平成 21 年 5 月 22 日 平成 22 年 9 月 3 日 平成 23 年 6 月 3 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定堰部分については、造成後 50 年近くが経過していることや河川土砂の影響で、エプロン部や躯体の磨耗が著しく確認されます。本体の劣化は大災害につながる恐れがあるため、整備計画の中に盛り込み、整備補修を行うようにしてください。 ・また、操作管理室は老朽化による窓や入口扉などの建具類が発錆により腐食が著しく見られ、出入りに苦慮しています。操作管理室の立地条件から腐食環境になりやすいため、整備補修をする際には腐食を考慮した整備をするようにしてください。 	
<p>大分県土地改良事業団体連合会</p>	<p>大分県土地改良事業団体連合会が平成 21 年度から 23 年度までに水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業により実施した定期診断から 24 施設 40 件の事案を抽出して、診断結果調書の作成状況及び土地改良区等への交付状況を調査したところ、21 年度又は 22 年度のいずれかの年度で、1 つの施設の定期診断を、複数日かけて実施した 11 施設 22 件については、年度内の診断結果調書をまとめて交付しており、速やかに作成、交付していない。</p> <p>また、大分県土地改良事業団体連合会が平成 21 年度から 23 年度までに水土総合強化推進事業の土地改良施設管理円滑化事業により実施した要請診断のうち、11 件の事案を抽出して、診断結果調書の作成状況及び土地改良区等への交付状況を調査したところ、当該地方連合会が土地改良区に対して診断結果調書を交付していないとし、実際、土地改良区においても保管されていなかったものが、21 年度に和気用水路、和気 2 号用水路及び和気 3 号用水路の 3 施設で 3 件みられた。</p>		

(注) 当省の調査結果による。